

◇番号	201608
◇研究機関名	神戸市看護大学
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成 28 年 11 月 8 日に「神戸市看護大学教員 2 名のフランスへの学会出張は、実際には学会への出席は数日のみなので調査を求める」との神戸市長及び学長宛の匿名の告発文書を受領したことによる。</p> <p>【調査に至った経緯等】 告発文書に名前のある教員 A 及び教員 B について告発文書の内容に該当する海外出張を行っているかを確認したところ、教員 A の平成 26 年度及び平成 28 年度の 2 件の海外出張が該当することが判明した。 教員 A に対して聴き取り調査を実施するとともに、予備調査委員会を設置した。 予備調査委員会では、出張を裏付ける聴き取り調査メモ又は録音テープ、アポを取った場合はその e-mail 文書、宿泊費のバウチャー／クレジットの請求書などの提出を求めた。さらに、研究室において当該 e-mail 文書の送受信日時とサーバーの受信日時とに相違がないか確認したところ、日時が一致しないものが多数あった。 その結果、教員 A も不正の事実を認め、実際の出張時の行動を記した書類を提出したため、本調査委員会を設置して調査をするに至った。 なお、教員 B には告発内容に該当する出張はないが、念のため本調査を行うこととした。</p>
◇調査	<p>【調査体制】 学外委員 3 名を含む 5 名からなる本調査委員会での調査</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月 ・ 調査対象 教員 A 及び教員 B の科学研究費助成事業（平成 24 年度から平成 28 年度）を調査対象とした。 ・ 調査方法 調査対象の全ての経費について、支出内容の確認と証拠書類等のチェックを行った。 旅費のうち海外出張分について日別に用務先、用務概要及び研究課題との関連・成果等について記載した資料の提出を求めるとともに、聴き取り調査を行って用務の実態を確認し、不正の有無を確認した。
◇調査結果	<p>【不正の種別】 カラ出張</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動機、背景 教員 A はフランス方面へ旅行に行くためには、多額の経費が必要となる一方で、海外出張においては、現地で監視の目が行き届かず、出張報告書において事実と異なる記載をしても判明しないのではないかと考えた。 ・ 手法 出張期間中に開催予定のある学会や会合へ出席したように装うことや、架空の用務を設定することで、研究課題に沿った内容の出張であるかのように見

	<p>せかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無） <table border="1" data-bbox="518 309 1321 465"> <thead> <tr> <th>資金の種別</th> <th>不正に支出された研究費の額</th> <th>不正に関与した研究者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td>658,228 円</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>658,228 円</td> <td>1 名（実人数※）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※公的研究費に係る不正に関与した実人数</p> <p>（私的流用の有無）</p> <p>公的研究費が私的な海外旅行に充てられたため、私的流用があったと認定した。</p> <p>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】</p> <p>教員 A について、調査の過程で不正が発覚した平成 27 年度の出張を含む 3 件の海外出張（平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度）において不正を認定した。不正の認定をした出張においては、当初から私的な海外旅行を研究活動の一環としての出張と偽り、また、研究代表者と十分な協議を行うことなく研究課題と関連の薄い目的外の出張を行っていた。以上から、個人の利益を得るための意図的なカラ出張と判断した。なお、不正の範囲は、出張を裏付ける適正な証拠書類の提出がない場合は、不正と判断して認定を行った。</p> <p>教員 A の当該行為は、研究費が公的資金であるという認識の欠如、コンプライアンス意識の欠如、研究費の使用目的が当該研究費の研究課題の追求に関するものである必要があるという認識の欠如などから行われたものである。</p> <p>なお、教員 B については不正と判断すべきものは認められなかった。</p>	資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	科学研究費補助金	658,228 円	1 名	計	658,228 円	1 名（実人数※）
資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数								
科学研究費補助金	658,228 円	1 名								
計	658,228 円	1 名（実人数※）								
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p>【発生要因】</p> <p>①出張の事実確認方法の不備</p> <p>旅費の支出決議書の様式の中に、研究課題との関連性を記載する欄が設けられていない。また、海外出張のように出張期間が長期にわたる場合においても、日毎の用務先や用務内容を記載した補足資料の提出を義務付けていなかった。</p> <p>出張報告書において、期間が長期にわたる出張であっても、用務の概要欄で一括して出張の成果を記載することになっており、日毎の用務先や用務内容・成果等の記載は義務付けていなかった。</p> <p>さらに、研究代表者の予算を用いて研究分担者が出張する場合でも、研究代表者の確認印の押印を求めていなかった。</p> <p>②研究費の使用に関する意識の欠如</p> <p>研究費が公的資金であるという認識及びコンプライアンス意識の欠如や、研究費の使用目的が当該研究費の研究課題の追求に関するものである必要があるという認識の欠如が、今回の不正発生の誘引となった。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>①出張前の用務の確認の徹底</p> <p>科学研究費助成事業の旅費の支出決議書の様式に研究課題との関連性を記載する欄を設けて確認する。また、海外出張及び 3 日を超える国内出張の場合には、日毎の用務先や用務内容を記載した旅費の支出決議書に様式を改める。</p> <p>さらに、研究代表者の予算を用いて研究分担者が出張する場合には、研究代表者の確認印の押印欄を設ける様式に改める。</p>									

	<p>②出張報告書の確認の徹底</p> <p>現在の出張報告書の様式に宿泊先の欄を設けるとともに、面談者等の欄も設け、打合せ等の相手方の所属・氏名を記載することにより、事後確認ができるようにする。また、用務内容については、詳細に記載するよう注意書きを記載する。</p> <p>海外出張及び3日を超える国内出張については様式を別にして、毎日の用務先や用務内容を記載するように改め、出張の内容をより詳細に審査できるようにする。</p> <p>③コンプライアンス教育の徹底</p> <p>コンプライアンス研修において、今回の不正事案や、モニタリングで指摘された不適切事例、不正行為を行った場合の懲戒処分や研究費の返還等について説明を行い、研究費が公的資金であるという認識やコンプライアンス意識の更なる徹底を行った。また、今回の不正事案を神戸市看護大学のホームページに掲載していることを全学に周知した。</p>
<p>◇その他（研究機関が行った措置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の処分 教員 A に対して、公的研究費の不正使用額等の返還を求めるとともに、平成 29 年 3 月 30 日付で停職（6 月間）の懲戒処分とした。 ・ 本件の公表状況 平成 29 年 3 月 31 日（金） 神戸市看護大学ホームページに公表